

岐阜県高次脳機能障がい支援対策推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 高次脳機能障がい者に対する医療から福祉までの切れ目ない支援を身近な地域で受けられるようにするために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため、岐阜県高次脳機能障がい支援対策推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高次脳機能障がい支援の推進及び連携調整に関すること。
- (2) 高次脳機能障がい支援の課題の検討、効果的な支援方法、普及啓発に関すること。
- (3) その他、高次脳機能障がい支援対策の推進のために必要な事項。

(組 織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる関係機関・団体等で構成する。

- 2 推進会議には会長を置き、相互に互選する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 推進会議は、必要に応じ県が招集する。
- 6 県は、必要に応じ委員のほかオブザーバーの出席を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(運 営)

第5条 推進会議にネットワーク会議を置く。

(ネットワーク会議)

第6条 ネットワーク会議は、別表2に掲げる関係機関・団体等に所属する者で組織し、次の各号に掲げる事項について、協議する。

- (1) 高次脳機能障がいの相談支援に関する連携及び調整に関すること。
- (2) 高次脳機能障がいの診断に関する連携及び調整に関すること。
- (3) 高次脳機能障がいのリハビリテーションに関する連携及び調整に関すること。

- (4) 高次脳機能障がい者とその家族の生活支援に関する連携及び調整に関すること。
 - (5) 高次脳機能障がいの就労支援に関する連携と調整に関すること。
 - (6) その他、高次脳機能障がい支援対策の推進のために必要な事項。
- 2 ネットワーク会議は、全体会のほかに圏域会議を開催することができる。
 - 3 県は、必要に応じ委員のほか関係機関・団体等の出席を求めることができる。
 - 4 ネットワーク会議で協議した内容については、推進会議で報告する。

(秘密の保持)

第7条 推進会議の委員及び出席者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、岐阜県健康福祉部保健医療課及び精神保健福祉センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行する。

別表1（第3条関係「推進会議」）

	区 分	委 員
1	治療等を行う立場	支援拠点病院（中部脳リハビリテーション病院）
2		協力医療機関（岩佐病院・岩佐マタニティー）
3		岐阜県医師会
4		岐阜県精神科病院協会
5		岐阜県言語聴覚士会
6	治療等を受ける立場	NPO法人ぎふ脳外傷友の会 長良川
7	社会復帰を支援する立場	岐阜県精神保健福祉士協会
8		岐阜障害者職業センター
9		地域支援協力機関

【オブザーバー】

1	県障害福祉課
2	県身体障害者更生相談所
3	県保健所長会

【事務局】

1	県保健医療課
2	県精神保健福祉センター

別表2（第6条関係「ネットワーク会議」）

	構成委員
1	支援拠点病院
2	協力医療機関
3	地域支援協力機関
4	協力医療機関等連携病院
5	精神保健福祉センター
6	保健所